

# 熊本県少年保護育成条例施行規則（昭和46年6月30日規則第34号）

[改正]

昭和48年5月31日規則第33号、昭和52年3月31日規則第12号、昭和57年6月30日規則第47号、昭和60年5月1日規則第29号、昭和60年6月1日規則第31号、平成4年3月22日規則第9号、平成8年8月30日規則第44号、平成8年9月17日規則第45号の2、平成9年3月31日規則第28号、平成11年3月31日規則第16号、平成12年3月31日規則第5号、平成12年12月28日規則第57号、平成14年1月31日規則第2号、平成15年6月6日規則第36号、平成16年7月14日規則第40号、平成18年1月20日規則第1号、平成18年7月10日規則第54号、平成25年3月29日規則第6号、平成25年7月9日規則第44号、平成25年12月6日規則第54号、平成26年3月24日規則第5号、平成26年11月21日規則第39号、平成28年3月29日規則第15号、平成28年3月29日規則第16号、平成30年3月23日規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（有害薬品類等の指定）

第2条 条例第4条第7号の規則で定める薬品類等は、次に掲げる薬品類等とする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条第11号の規定により厚生労働大臣が指定した医薬品
- (2) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に掲げる有機溶剤

2 条例第4条第8号の規則で定める衛生用品は、コンドームとする。

（深夜の立入りを禁止する営業等）

第2条の2 条例第8条第1項の規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

- (1) スロットマシン、テレビゲーム機その他硬貨、メダル又はカードを使用することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定するものを除く。）
- (2) 設備を設けて客に水泳、スケート、卓球、庭球、野球の練習、ゴルフの練習、玉突き、ボーリング又はアーチェリーを行わせるもの
- (3) 個室を設け、当該個室において、客にカラオケ装置（伴奏音楽等に合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）による伴奏音楽等に合わせた歌唱させるもの

（興行者等の掲示）

第3条 条例第7条第3項の規定による掲示は、別記第1号様式により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による掲示は、別記第2号様式により行うものとする。

（少年に有害な図書等として指定されたものとみなす図書等）

第4条 条例第9条第3項各号に規定する規則で定める写真、図面又は場面は、次の各号のいずれかに該当するものを撮影し、又は描写した写真、図面又は場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

- (1) 全裸又は半裸での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
  - ア 陰部又は女性のでん部若しくは乳房を露出した姿態
  - イ 自慰の姿態

- ウ 陰部、でん部又は乳房への愛ぶの姿態
- エ 排せつの姿態
- オ 緊縛の姿態

(2) 性交

(3) 性交に類する行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交を連想させる行為
- イ 強かん行為
- ウ 変態性欲に基づく性的な行為

(少年に有害な図書等として指定されたものとみなす図書等の認定方法)

第4条の2 条例第9条第3項各号に規定する卑わいな姿態等を撮影し、若しくは描写した写真若しくは図画及びその紙面数又は描写した場面及びその場面数若しくは時間の認定に当たっては、環境生活部の少年育成事務を担当する2人以上の職員が、視覚を通じて直接又はテレビ画面等に映し出される映像を観察する方法により確認し、又は測定することにより行うものとする。

(有害図書等の陳列方法等)

第4条の3 条例第9条の2第1項第1号の有害図書等を少年の目に触れさせない措置は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 条例第9条の2第1項第1号の場所を、壁、カーテンその他少年を当該場所に自由に出入りできなくするための物で仕切ること。
- (2) 有害図書等を、1冊ごとにビニールにより包装して陳列すること。
- (3) 有害図書等を、概ね150センチメートル以上の高さに陳列すること。
- (4) 有害図書等を、背表紙のみが客に見えるように陳列すること。
- (5) 前各号に掲げる措置以外の措置で有害図書等を、少年の目に触れさせないもの

2 条例第9条の2第1項第2号の措置は、別記第2号様式の2により行うものとする。

3 条例第9条の2第2項の規定による勧告は、有害図書等陳列場所変更等勧告書（別記第2号様式の3）により行うものとする。

4 条例第9条の2第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、熊本県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

5 条例第9条の2第4項の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間をおいて、意見の聴取通知書（別記第2号様式の4）により行うものとする。

6 知事が、条例第9条の2第4項の規定による通知をした場合において、当該通知を受けた者（以下この条において「当事者」という。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取期日等変更申出書（別記第2号様式の5）により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

7 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

- 8 知事は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見の聴取期日等変更通知書（別記第2号様式の6）により当事者に通知しなければならない。
- 9 条例第9条の2第4項に規定する代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 10 前項の代理人の資格は、代理人選任届出書（別記第2号様式の7）を知事に提出して証明しなければならない。
- 11 第9項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書（別記第2号様式の8）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなすがん具類等）

第4条の4 条例第10条第3項の規則で定めるがん具類等は、次の各号のいずれかに該当するがん具類等とする。

- (1) 男女の性器の形状又はこれに著しく類似する形状を有するがん具類等
- (2) 男性の性器を包み込み、又は女性の性器に挿入する構造を有するがん具類等で、電動式の振動機を内蔵し、又は装着できる構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ人形となるものを含む。）
- (4) 男性の性器に装着する構造を有するがん具類等

（少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなすがん具類等の認定方法）

第4条の5 条例第10条第3項の規定で定めるがん具類等の認定に当たっては、環境生活部の少年育成事務を担当する2人以上の職員が、視覚を通じて確認することにより行うものとする。

（広告物の内容変更等の命令）

第5条 条例第11条第3項の規定による命令は、広告物措置命令書（別記第3号様式）により行うものとする。

（自動販売機による図書等の販売の届出等）

第6条 条例第12条の2第1項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えた図書等の自動販売機による販売届出書（別記第4号様式）を知事に提出して行うものとする。

- (1) 自動販売機の設置場所付近の見取図
- (2) 図書等を自動販売機により販売しようとする者の住民票の写し（法人にあっては、その法人の登記事項証明書）
- (3) 自動販売機を設置しようとする場所の使用に係る権原を証する書類

2 条例第12条の2第2項の規定による表示は、表示票（別記第5号様式）により行うものとする。

3 条例第12条の2第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による届出は、変更の場合にあっては図書等の自動販売機による販売に係る届出事項変更届出書（別記第6号様式）を、廃止の場合にあっては図書等の自動販売機による販売廃止届出書（別記第7号様式）を知事に提出して行うものとする。

- (1) 図書等を自動販売機により販売する者の氏名、住所又は電話番号（法人その他の団体にあっては、名称若しくは代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は電話番号）

- (2) 自動販売機の機種
- (3) 自動販売機に収納する図書等の種類  
(弁明の機会の付与の省略)

第6条の2 条例第12条の3第3項の規定により有害図書等の撤去を命ずる場合において、第4条の2に規定する職員が、当該図書等を同条に規定する方法により、第4条第1号アからウまで、第2号又は第3号アに該当するものと確認し、若しくは測定し、少年に有害な図書等として指定されたものとみなしたときは、熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）第13条第2項第3号の規定により、弁明の機会を付与しない。

(措置命令等)

第6条の3 条例第12条の3第3項から第5項までの規定による命令は、図書等の自動販売機措置命令書（別記第7号様式の2）により行うものとする。

2 知事は、条例第12条の3第4項の規定による営業の停止を命じたときは、当該命令に係る自動販売機に標章（別記第7号様式の3）をはり付けるものとする。

(衛生用品の撤去等の命令)

第7条 条例第12条の4第2項の規定による命令は、衛生用品措置命令書（別記第8号様式）により行うものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等)

第7条の2 条例第18条の3第6項の規定による勧告は、携帯電話インターネット接続役務提供に係る説明書面交付等勧告書（別記第8号様式の2）により行うものとする。

2 条例第18条の3第7項の規定による公表は、次に掲げる事項について、熊本県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

3 条例第18条の3第8項の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間において、意見の聴取通知書（別記第2号様式の4）により行うものとする。

4 知事が条例第18条の3第8項の規定による通知をした場合において、当該通知を受けた者（以下この条において「当事者」という。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取期日等変更申出書（別記第2号様式の5）により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

5 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

6 知事は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見の聴取期日等変更通知書（別記第2号様式の6）により当事者に通知しなければならない。

7 条例第18条の3第8項に規定する代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

8 前項の代理人の資格は、代理人選任届出書（別記第2号様式の7）を知事に提出して証明しなければならない。

9 第7項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書（別記第2号様式の8）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（立入調査を行う職員の指定等）

第8条 条例第19条第1項の規定による職員の指定は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

(1) 環境生活部の少年育成事務を担当する職員

(2) 広域本部地域振興局の少年育成事務を担当する職員

(3) 前2号に掲げる者以外の者で知事が特に必要と認めるもの

2 条例第19条第3項の証票は、立入調査員証（別記第9号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則（昭和48年5月31日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日規則第12号）

この規則は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月30日規則第47号）

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月1日規則第29号）

この規則は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年6月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月22日規則第9号）

この規則は、平成4年4月21日から施行する。

附 則（平成8年8月30日規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第6条第3項の規定により表示された表示票は、改正後の第6条第2項の規定により表示された表示票とみなす。

- 3 熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成8年熊本県条例第50号。以下「平成8年改正条例」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される平成8年改正条例による改正後の熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号。以下「新条例」という。）第12条の5第1項の規定による届出に対する改正後の第7条の2第1項の規定及び別記第8号様式の2の適用については、同項第2号及び第3号中「営もうとする」とあるのは「営む」と、同様式中「営業したい」とあるのは「営業している」と、「営もうとする」とあるのは「営む」と、「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。
- 4 平成8年改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用される新条例第12条の5第2項の規定による届出に対する改正後の第7条の2第2項の規定及び別記第8号様式の3の適用については、同項第2号中「販売しようとする」とあるのは「販売している」と、同項第3号中「設置しようとする」とあるのは「設置している」と、同様式中「販売したい」とあるのは「販売している」と、「販売しようとする」とあるのは「販売している」と、「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」と、「設置しようとする」とあるのは「設置している」とする。

附 則（平成8年9月17日規則第45号の2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第28号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第16号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の（中略）熊本県少年保護育成条例施行規則（中略）（以下「墓地、埋葬等に関する法律施行細則等」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の墓地、埋葬等に関する法律施行細則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成12年3月31日規則第5号）抄

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行（中略）する。

附 則（平成12年12月28日規則第57号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年1月31日規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月6日規則第36号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年7月14日規則第40号）

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条、第4条の2、第4条の5及び第6条の2の規定は、平成16年8月1日以後において店舗に陳列され、又は自動販売機に収納されている図書等又はがん具類等について適用する。

附 則（平成18年1月20日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年7月10日規則第54号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第6号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県種畜貸付規則、熊本県水産業協同組合法施行細則、熊本県牧野法施行細則、熊本県家畜改良増殖法施行細則、熊本県税条例施行規則、熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則、熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例施行規則、熊本県土地区画整理法施行細則、熊本県分収造林指導規則、熊本県税災害減免条例施行規則、熊本県屋外広告物条例施行規則、熊本県税特別措置条例施行規則、熊本県港湾管理条例施行規則、熊本県養蜂振興法施行細則、熊本県宅地造成等規制法施行細則、熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則、熊本県林業種苗法施行細則、熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則、熊本県自然環境保全条例施行規則、熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則、熊本県森林組合法施行細則、熊本県景観条例施行規則、熊本県砂防指定地管理条例施行規則及び熊本県産業廃棄物税条例施行規則（以下「熊本県種畜貸付規則等」という。）の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県種畜貸付規則等の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成25年7月9日規則第44号）

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県少年保護育成条例施行規則の規定により提出されている申出書その他の書類は、改正後の熊本県少年保護育成条例施行規則の規定により提出された申出書その他の書類とみなす。

附 則（平成25年12月6日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月21日規則第39号）

- 1 この規則は、平成26年11月25日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の熊本県薬事法施行細則の規定により知事に提出されている申請書その他の書類は、第2条の規定による改正後の熊本県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定により知事に提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成28年3月29日規則第15号）

この規則は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第2条の2第1号の改正規定（「国家公安委員会規則で定める」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規定の施行の際現に改正前の熊本県少年保護育成条例施行規則の規定により提出されている申込書その他の書類は、改正後の熊本県少年保護育成条例施行規則の規定により提出された申込書その他の書類とみなす。



別記第1号様式（第3条関係）

— 40センチメートル —

1メートル

ただ今上映（上演）中の「  
熊本県少年保護育成条例により、少年に有害なものと  
指定されましたので、十八歳未満の方の入場をお断り  
いたします。」は、

別記第2号様式（第3条関係）

— 40センチメートル —

1メートル

熊本県少年保護育成条例により、  
午後十一時から翌日午前五時までの間は、十八歳未満の  
方の立入りをお断りいたします

別記第2号様式の2（第4条の3関係）

— 40センチメートル —

1メートル

熊本県少年保護育成条例により、  
午熊本県少年保護育成条例により、十八歳未満の方の購入

有害図書等陳列場所変更等勧告書

第 号

住所

氏名 様

熊本県少年保護育成条例第9条の2第2項の規定により、下記のとおり勧告します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

- 1 有害図書等の所在地
- 2 有害図書等の種類
- 3 勧告の内容
- 4 理由
- 5 措置期限

年 月 日

別記第2号様式の4（第4条の3、第7条の2関係）

意見の聴取通知書

第 年 月 日  
号

様

熊本県知事

印

次のとおり意見の聴取を行いますので、熊本県少年保護育成条例第9条の2第4項・第18条の3第8項の規定により通知します。

予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所	

備考

- 1 意見の聴取の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 2 意見の聴取の期日には、代理人を出席させることができます。この場合には、代理人選出届出書を提出してください。
- 3 やむを得ない理由がある場合には、意見の聴取の期日及び場所の変更を申し出ることができます。
- 4 意見の聴取の期日に出席する際には、この通知書を持参してください。

別記第2号様式の5（第4条の3、第7条の2関係）

意見の聴取期日等変更申出書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏 名 印

熊本県少年保護育成条例施行規則第4条の3第6項・第7条の2第4項の規定により次のとおり意見の聴取の期日・場所の変更を申し出ます。

熊本県少年保護育成条例第9条の2第4項・第18条の3第8項の規定による通知の日付及び番号		年 月 日 第 号	
変更申出事項	変更前	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
変更申出の理由			

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第2号様式の6（第4条の3、第7条の2関係）

意見の聴取期日等変更通知書

第 年 月 日  
 号 日

様

熊本県知事

印

熊本県少年保護育成条例施行規則第4条の3第7項・第7条の2第5項の規定により次のとおり意見の聴取の期日・場所を変更したので、同条第8項・同条第6項の規定により通知します。

熊本県少年保護育成条例 第9条の2第4項・第1 8条の3第8項の規定に よる通知の日付及び番号		年 月 日 第 号	
変更 事項	変更前	期 日	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更後	期 日	年 月 日 時 分から
		場 所	

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第2号様式の7（第4条の3、第7条の2関係）

代理人選任届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名 印

私は、熊本県少年保護育成条例第9条の2第4項・第18条の3第8項の規定により次の者を代理人として選任し、意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

熊本県少年保護育成条例第9条の2第4項・第18条の3第8項の規定による通知の日付及び番号	年 月 日 第 号
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者との関係	

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第2号様式の8（第4条の3、第7条の2関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

私の代理人がその資格を失ったので、熊本県少年保護育成条例施行規則第4条の3第11項・第7条の2第9項の規定により届け出ます。

熊本県少年保護育成条例 第9条の2第4項・第1 8条の3第8項の規定に よる通知の日付及び番号	年 月 日 第 号
代理人の住所	
代理人の氏名	

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

廣 告 物 措 置 命 令 書

熊本県達第 号

住所

氏名

熊本県少年保護育成条例第11条第3項の規定により次のとおり措置を命じます。

年 月 日

熊本県知事 印

- 1 広告物の所在地
- 2 広告物の種類及び名称
- 3 措置命令の内容
- 4 理由
- 5 措置期限 年 月 日

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日。以下同じ）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



別記第4号様式（第6条関係）

<p style="text-align: center;">図書等の自動販売機による販売届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>熊本県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p> <p style="text-align: right;">〔 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地 〕</p>	
<p>図書等を自動販売機により販売したいので、熊本県少年保護育成条例第12条の2第1項の規定により届け出ます。</p>	
<p>図書等を自動販売機により販売しようとする者</p>	<p>住所 氏名 電話番号</p> <p>〔 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに電話番号 〕</p>
<p>自動販売機の設置場所</p>	<p style="text-align: center;">市 町 番 号 郡 村 番地 方</p>
<p>自動販売機の設置予定年月日</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p>自動販売機による販売の開始予定年月日</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p>自動販売機の機種</p>	
<p>自動販売機に収納しようとする図書等の種類</p>	

添付書類

- 1 自動販売機の設置場所付近の見取図
- 2 図書等を自動販売機により販売しようとする者の住民票の写し（法人にあつては、その法人の登記事項証明書）
- 3 自動販売機を設置しようとする場所の使用に係る権原を証する書類

別記第5号様式（第6条関係）

年 月 日 届出 第 号	
表 示 票 （熊本県少年保護育成条例第12条の2第2項の規定による。）	
図書等を自動販売機により販売している者	住 所  氏 名  電話番号  （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに電話番号）
自動販売機の設置年月日	年 月 日

別記第6号様式（第6条関係）

<p>図書等の自動販売機による販売に係る届出事項変更届出書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>熊本県知事 様</p>	
<p>住所</p>	
<p>氏名 印</p>	
<p>〔 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地 〕</p>	
<p>図書等の自動販売機による販売に係る届出事項を変更しましたので、熊本県少年保護育成条例第12条の2第3項の規定により次のとおり届け出ます。</p>	
届出番号	第 号
自動販売機の設置場所	市 町 番 号 郡 村 番地 方
変更事項	
変更内容	新
	旧
変更事項の変更年月日	年 月 日

別記第7号様式（第6条関係）

図書等の自動販売機による販売廃止届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
氏名 印

〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地〕

図書等の自動販売機による販売を廃止しましたので、熊本県少年保護育成条例第12条の2第3項の規定により次のとおり届け出ます。

届出番号	第 号
自動販売機の設置場所	市 町 番 号 郡 村 番地 方
廃止年月日	年 月 日

別記第7号様式の2（第6条の3関係）

図書等の自動販売機措置命令書

熊本県達第 号

住所

氏名

熊本県少年保護育成条例第12条の3第 項の規定により次のとおり措置を命じます。

年 月 日

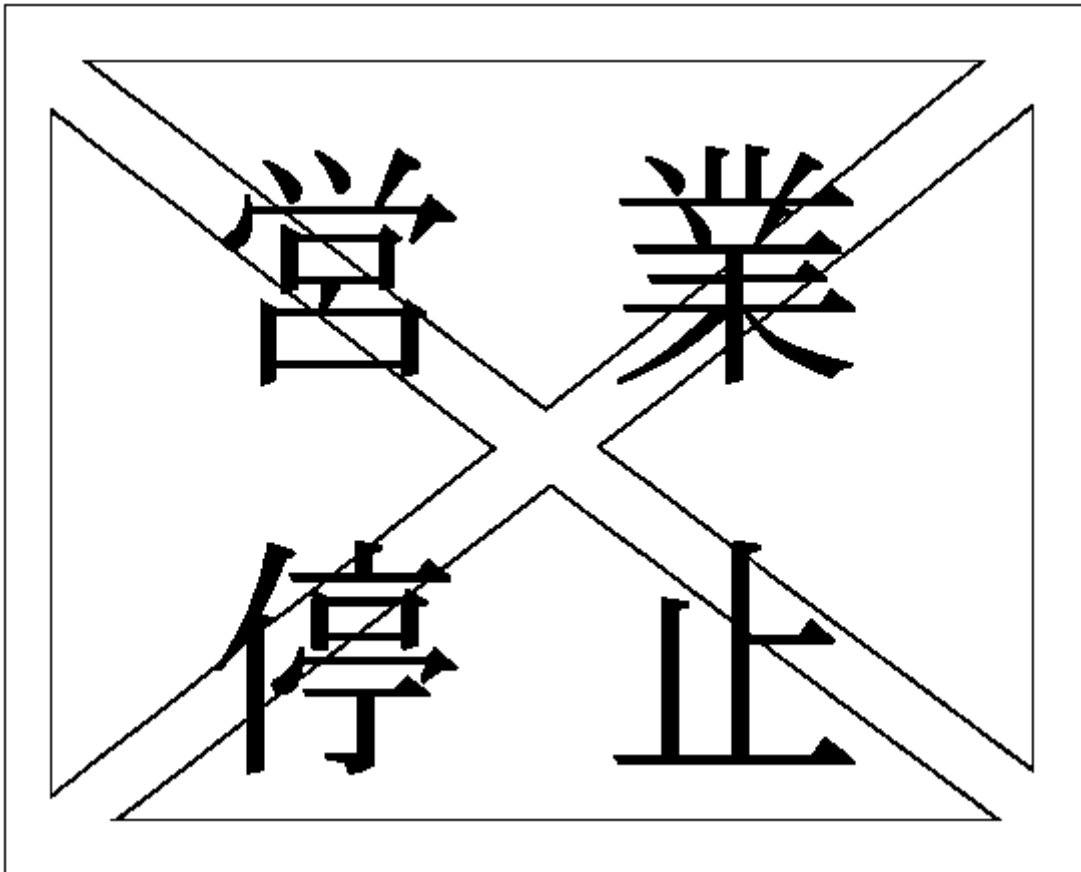
熊本県知事 印

- 1 届出番号
- 2 自動販売機の設置場所
- 3 有害図書等又は有害がん具類等の種類及び書名、作品名、商品名等
- 4 措置命令の内容
- 5 理由
- 6 措置期限 年 月 日

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第7号様式の3（第6条の3関係）



自動販売機により販売する者の氏名	
期 間	年 月 日から 年 月 日までの間
熊 本 県	

衛生用品措置命令書

熊本県達第 号

住所

氏名

熊本県少年保護育成条例第12条の4第2項の規定により次のとおり措置を命じます。

年 月 日

熊本県知事 印

1 自動販売機の所在地

2 衛生用品の種類

3 措置命令の内容

4 理由

5 措置期限 年 月 日

教 示

1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号様式の2（第7条の2関係）

携帯電話インターネット接続役務提供に係る説明書面交付等勧告書

第 号

住所  
氏名 様

熊本県少年保護育成条例第18条の3第6項の規定により、下記のとおり勧告します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

1 勧告の内容

2 理由

3 措置期限 年 月 日



別記第9号様式（第8条関係）

（表）

第 号	<u>立入調査員証</u>
写 真  印	所属 _____
	職名 _____
	氏名 _____
	上記の者は、熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第19条第1項の規定による立入調査員であることを証する。
	年 月 日
	熊本県知事 印
（有効期限 年 月 日）	

（裏）

熊本県少年保護育成条例（抜粋）  
（立入調査）

第19条 知事の指定する職員又は警察官は、この条例を実施するため必要があると認めるときは、営業時間内に興行場その他の営業所内に立入調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要最小限に行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げることがあってはならない。

3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（罰則）

第24条

4 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)～(6) 略

(7) 第19条第1項の規定による立入調査、質問若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者